

議案第7号

鳥栖市小、中学校運営支援室運営規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和3年2月17日

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

(提案理由)

鳥栖市小、中学校運営支援室運営規程の一部を改正したため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第9号の規定によりこの案を提出する。

議案第7号 資料

鳥栖市小、中学校運営支援室運営規程の一部を改正する訓令案の概要

1 改正の理由

佐賀県教育委員会において、統括事務長の職務内容が変更されるため。

2 改正の内容

学校運営支援室の構成員として統括事務長を位置づける。

3 施行日

令和3年4月1日

鳥栖市小、中学校運営支援室運営規程の一部を改正する訓令

鳥栖市小、中学校運営支援室運営規程（平成20年教委訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(昭和32年教委規則第12号)」の次に「第18条第1項」を加える。

第2条第2項中「事務長」を「統括事務長又は事務長（以下「事務長等」という。）」に改め、同条第3項中「事務長」を「事務長等」に改める。

第4条第2項ただし書、第6条及び第7条第1項中「事務長」を「事務長等」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、鳥栖市立小、中学校の管理に関する規則(昭和32年教委規則第12号)の規定に基づき、学校運営支援室(以下「支援室」という。)における組織、運営、業務等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 支援室は、中心校に置き、中心校の<u>事務長</u>及び事務職員並びに連携校の事務職員により構成する。</p> <p>3 支援室に室長を置き、<u>事務長</u>をもってこれに充てる。ただし、<u>事務長</u>がないときは、支援室を構成する事務職員のうちから教育委員会が選任する。</p> <p>4～6 略</p> <p>(副室長の専決)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項以外の副室長は、別表のうちから、あらかじめ室長が指定した事務を専決することができる。ただし、室長が<u>事務長</u>でない支援室においては、中心校の校長が指定するものとする。</p> <p>(兼務)</p> <p>第6条 中心校の<u>事務長</u>及び事務職員並びに連携校の事務職員は、事務の共同実施を円滑に行うため、共同実施グループを構成する全学校を兼務する。</p> <p>(服務)</p> <p>第7条 兼務辞令を発令された<u>事務長</u>及び事務職員は、共同実施を行う必要な範囲で、本務校の<u>事務長</u>及び事務職員の身分を保有したまま中心校及び連携校の職務に従事する。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、鳥栖市立小、中学校の管理に関する規則(昭和32年教委規則第12号) <u>第18条第1項</u>の規定に基づき、学校運営支援室(以下「支援室」という。)における組織、運営、業務等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 支援室は、中心校に置き、中心校の<u>統括事務長又は事務長</u>(以下「<u>事務長等</u>」という。)及び事務職員並びに連携校の事務職員により構成する。</p> <p>3 支援室に室長を置き、<u>事務長等</u>をもってこれに充てる。ただし、<u>事務長等</u>がないときは、支援室を構成する事務職員のうちから教育委員会が選任する。</p> <p>4～6 略</p> <p>(副室長の専決)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項以外の副室長は、別表のうちから、あらかじめ室長が指定した事務を専決することができる。ただし、室長が<u>事務長等</u>でない支援室においては、中心校の校長が指定するものとする。</p> <p>(兼務)</p> <p>第6条 中心校の<u>事務長等</u>及び事務職員並びに連携校の事務職員は、事務の共同実施を円滑に行うため、共同実施グループを構成する全学校を兼務する。</p> <p>(服務)</p> <p>第7条 兼務辞令を発令された<u>事務長等</u>及び事務職員は、共同実施を行う必要な範囲で、本務校の<u>事務長等</u>及び事務職員の身分を保有したまま中心校及び連携校の職務に従事する。</p> <p>2～4 略</p>